

8. 福祉用具・住宅改修について

(1) 介護ロボットの実用化・普及の促進について

介護ロボットについては、要介護高齢者の増加など介護ニーズがますます増大する中で、高齢者の自立支援や介護者の負担軽減に資する観点から、また、新たな成長産業としても期待されている。「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）では、介護ロボットの急速な普及拡大を図る「ロボット介護機器開発 5 ヶ年計画」を掲げ、それに先立ち平成 24 年 11 月には今後重点的に開発等の支援を行う分野を経済産業省と連携して定めたところである。

（別紙資料 1）これらを受けて、経済産業省においては、平成 25 年度からロボット介護機器開発・導入促進事業として、機器開発を行っている企業に対して支援を行っており、厚生労働省では福祉用具・介護ロボット実用化支援事業により高齢者や介護現場の具体的なニーズに応える介護ロボットの実用化のための環境整備を図ってきたところである。

また、「ロボット新戦略」（平成 27 年 2 月 10 日・日本経済再生本部決定）（※）では、介護分野において介護ロボットを活用した 2020 年に目指すべき姿等をまとめており、介護ロボットの実用化・普及を一層促進していくため、平成 28 年度当初予算（案）及び平成 27 年度補正予算において以下の事業を行うため所要の額を計上している。

※ロボット新戦略：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/robot/>

① 介護ロボット開発等加速化事業（別紙資料 3）

介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、開発の加速化を図るため、平成 28 年度当初予算（案）に所要額を計上している。

(ア) ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置（別紙資料3-1）

開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。協議会は、開発企業、介護現場、福祉機器等に精通した専門家で構成することを予定している。

(イ) 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業（別紙資料3-2）

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要である。そのため、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施することとし、平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算（案）に所要額を計上している。

当該モデル事業は、開発企業や介護現場、福祉機器に精通した専門家等で構成される民間団体等に公募により委託し、導入から実証まで総合的に支援する予定である。既に製品化された介護ロボットであって、業務負担の軽減等が期待できる移乗支援や見守り支援分野の介護ロボットを対象に、平成27年度補正予算においては、全国10カ所程度で実施することを予定している。また、平成28年度当初予算（案）においては全国5カ所程度で実施することを予定している。

(ウ) 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業（別紙資料3-3）

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

② 介護ロボット導入支援事業について（別紙資料４）

介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効である。

このため、現在、普及促進策として、今年度から地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設け、介護ロボットの導入を支援することにより介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般の介護事業所による取組の参考となるよう先駆的な取組について支援を行っている。

先般、平成２７年度補正予算において、介護従事者の負担軽減等の観点から、地域医療介護総合確保基金を積増すこととしたので、本事業の積極的な実施をお願いしたい。（＊補助額は１機器当たり１０万円。ただし２０万円未満のものは価格に２分の１を乗じて得た額が上限。）

③ 介護ロボット等導入支援特別事業について（別紙資料５）

（ア）介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業

現状、介護ロボットの中には上市されて間もない状況にあること等により、価格が高額なものがある。

介護従事者の介護負担の軽減を図る取組が一層推進されるよう、事業者負担が大きい介護ロボットの導入について特別に支援するため、平成２７年度補正予算において、一定額以上（２０万円超）の介護ロボットを介護保険施設・事業所（※）へ導入する際の費用について、地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）を活用し助成することとしている。

本事業の対象となる介護ロボットは、移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り支援、入浴支援において利用することで、介護従事者の負担軽減や効率化につながる効果が期待できるものとし、介護ロボット導入計画の策定や導入効果の報告等を要件としており、導入のための補助額は１施設・事業所につき上限３００万円、補助率は１０／１０としている。

(※) 施設サービスに限らず、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、通所介護など介護保険サービスの指定を受けている施設・事業所が対象。

(イ) 介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業

介護離職を防止するためには、高齢者の介護に関わる家族等の介護負担を軽減する取組が重要である。

そのため、平成 27 年度補正予算において、地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）を活用し、在宅で生活する高齢者の見守りを支援する介護ロボット等機器を市町村が導入に要する経費の一部を助成することとしている。

事業対象は、要介護度が比較的軽度で外出頻度が多く、日中家で一人になる方など、見守り支援が必要であると市町村が判断する者（日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者等）とし、市町村がその家庭に見守り支援機器を貸出すこととし、補助額は 1 機器につき 10 万円を上限、補助率は 10 / 100 としている。

上記の両事業を積極的に活用していただきたく、先月都道府県を通じて各市町村に事業の実施について協議を行ったところであり、現在、国で協議内容を取りまとめ内示に向けて手続きを進めているところである。

(2) 福祉用具の保険給付の適正化について

① 福祉用具貸与の価格情報の公表について

福祉用具貸与の価格については、同一製品で非常に高額となるケース（いわゆる「外れ値」）が一部存在していること等を踏まえ、平成 21 年 8 月国保連合会介護給付適正化システムを改修し、介護給付費通知において福祉用具貸与価格に関する項目を表示することを可能としたところであり、762 保険者（平成 25 年度）において取り組んでいただいている。

また、公益財団法人テクノエイド協会がホームページで提供しているT A I S（※）では、福祉用具貸与の利用料に関して、全国的な平均価格と最頻価格を掲載している。これは介護給付費通知と併せた給付の適正化の取り組みとして、利用者の家族や介護支援専門員等、国民に広く福祉用具貸与の利用料の実態について情報提供することを目的としている。

各都道府県におかれては、これらシステムの一層の活用をお願いするとともに、価格の適正化に係る施策の推進をお願いする。

※T A I S：「Technical Aids Information System」の略

福祉用具情報システム(TAIS)は、国内の福祉用具メーカー又は輸入事業者から、「企業」及び「福祉用具」に関する情報を収集し、当該協会のホームページを通じて、情報発信するシステム

TAISホームページ：<http://www.techno-aids.or.jp/system/index.shtml>

② 複数の福祉用具を貸与する際の価格の運用方法について

複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の利用料から減額して貸与することを平成27年4月から可能とすることとしたところである。本取り扱いは、複数の福祉用具を貸与する場合に、指定福祉用具貸与事業者の経営努力などの取り組みを柔軟に利用料に反映することで、利用者に対する福祉用具貸与が適切な利用料によってなされることを目的とするものである。

本取り扱いに関する詳細は平成27年3月27日通知にてお知らせしたところであるので、管下の指定福祉用具貸与事業者及び居宅介護支援事業者等に引き続き周知いただきたい。また、各指定権者におかれては、指定福祉用具貸与事業者より新たな利用料（料金表等）が提出された場合、指定事業者に関する要領等の規定に則り引き続きご対応をお願いしたい。

(3) 福祉用具専門相談員の範囲について

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 397 号）により、平成 27 年 4 月より福祉用具専門相談員の要件から養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1 級課程・2 級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）を除き、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定することとしており、その旨「『福祉用具専門相談員について』の一部改正について」（平成 26 年 12 月 12 日老振発第 1212 第 1 号厚生労働省老健局振興課長通知）により通知しているところである。

経過措置として、施行（平成 27 年 4 月 1 日）の際に現に養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1 級課程・2 級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）である者については、経過措置として平成 28 年 3 月 31 日までの間は従前の例によることとしていたが、平成 28 年 4 月 1 日以降は上記の取扱いとなるため、福祉用具貸与（販売）事業者の指定権者におかれては、福祉用具貸与（販売）事業者はその旨周知徹底を図られるようお願いしたい。

(4) 福祉用具の安全性及び利便性の確保について

福祉用具の安全性・利便性を確保する取組として、平成 21 年度から、福祉用具臨床的評価事業を創設し、利用者が使用する場面（臨床）での客観的指標に基づく安全性・操作性に関する評価を行っているところである。

認証された福祉用具の情報は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載されているので参考とされたい。

また、これまでの取り組みに加えて、介護現場において福祉用具の安全な利用・導入を推進するために、ヒヤリハットの事例分析、結果の公表を平成 25 年度から行っているため、こちらも併せてご活用いただきたい。

(参考) テクノエイド協会ホームページ

- ・福祉用具臨床的評価事業

<http://www.techno-aids.or.jp/qap/index.php>

- ・福祉用具ヒヤリハット情報

<http://www.techno-aids.or.jp/hiyari/>

さらに、消費者庁において公表された福祉用具に関する重大事故については、これまでも厚生労働省から各都道府県、市町村等に対して情報提供をしているところである。今後も引き続き当該情報について関係施設等に対して周知いただき、福祉用具の安全な利用の推進にご配慮いただくようお願いする。

(5) 住宅改修について

介護保険制度における住宅改修については、住宅改修を行う事業者の技術・施行水準のバラツキなどが指摘されてきたところである。平成26年度の老人保健健康増進事業「介護保険における住宅改修研修のあり方に関する調査研究」における成果として、住宅改修の質の向上のための住宅改修研修テキストを作成し、各都道府県にも送付しているところであるので、質の向上に向けた研修を行う際などに、引き続き本テキストを有効にご活用いただきたい。

介護ロボットの開発支援について

民間企業・研究機関等

機器の開発

○日本の高度な水準の工学技術を活用し、高齢者や介護現場の具体的なニーズを踏まえた機器の開発支援

【経産省中心】

・モニター調査の依頼等



・試作機器の評価等

介護現場

介護現場での実証等

○開発の早い段階から、現場のニーズの伝達や試作機器について介護現場での実証（モニター調査・評価）

【厚労省中心】

開発現場と介護現場との意見交換の場の提供等(※)

※相談窓口の設置、実証の場の整備(実証試験協力施設の把握)、普及啓発、意見交換の場の提供等

(開発等の重点分野)

経済産業省と厚生労働省において、重点的に開発支援する分野を特定(平成25年度から開発支援)

○移乗介助(1)

・ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器



○排泄支援

・排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置調節可能なトイレ



○移乗介助(2)

・ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器



○認知症の方の見守り(1)

・介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム



○移動支援(1)

・高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器



○認知症の方の見守り(2)

・在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム



○移動支援(2)

・高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器



○入浴支援

・ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器



※開発支援するロボットは、要介護者の自立支援促進と介護従事者の負担軽減に資することが前提。

介護ロボットの開発・導入・普及の加速化に向けた支援について

ニーズ・シーズ
連携協調協議会

別紙資料3-1

介護ロボットを活用
した介護技術開発
支援モデル事業
(新規27補正)1.5億円

別紙資料3-2

福祉用具・介護
ロボット実用化
支援事業

別紙資料3-3

各都道府県介護保険事業
所ごとの実践を推進

介護ロボット等導入への
支援
・地域医療介護総合確保基金
(27補正)積増し
・ソフト交付金
(新規27補正)52億円

別紙資料4、5

家庭

介護ロボット開発等
加速化事業(新規28
当初3億円)

別紙資料3

現場のニーズを踏まえた介護ロボット開発の提案を取りまとめ
※開発メーカー、介護現場、福祉機器等に精通した専門家で構成

モニター調査
(介護現場)
ニーズに即した製品となるよう支援

ロボット介護機器開発導入促進事業
(経産省)
機器開発費の補助
安全・性能・倫理の基準整備

効果的な介護ロボットを活用した介護方法の開発
(開発メーカー、介護現場、福祉機器等に精通した専門家により、
導入から実証まで総合的に実施)※全国15ヶ所程度
(H27年度10か所、H28年度5か所)

介護ロボット再開発
に向けた検討
厚労省・経産省・日本医療研究
開発機構(AMED)と連携

モニター調査
(再掲)
(介護現場)

・導入ノウハウの
蓄積と発信

・支援技術教材
の整備
(専門家等)

・講師養成研修
(分野別)

介護ロボット普及
モデル事業拠点

・研修・シンポジウム
・ロボット展示・体験等

介護ロボットメー
カー連絡会議
(メーカー)

・課題共有
・情報交換等

意識啓発イベント
(検討中)
・実践発表
・表彰等

フィードバック

モニター調査協力施設
(506施設)

事業所ごとの実践を支援

都道府県

都道府県ごとの研修
(介護実習普及センター等)

市町村

地域ごとの研修
情報提供

介護保険施設・事業所

概要

介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

事業内容

○ ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

○ 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

○ 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。

着想段階

現場のニーズを踏まえた介護ロボット開発の提案を取りまとめ
※開発企業、介護現場、福祉機器等に精通した専門家で構成

開発段階

モニター調査
・専門職によるアドバイス支援
・臨床評価
※ニーズに即した製品となるよう支援

上市段階

効果的な介護ロボットを活用した介護方法の開発
※開発企業、介護現場、福祉機器等に精通した専門家により、導入から実証まで総合的に実施

実証成果等の普及啓発
※研修、普及啓発イベント等の実施

ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

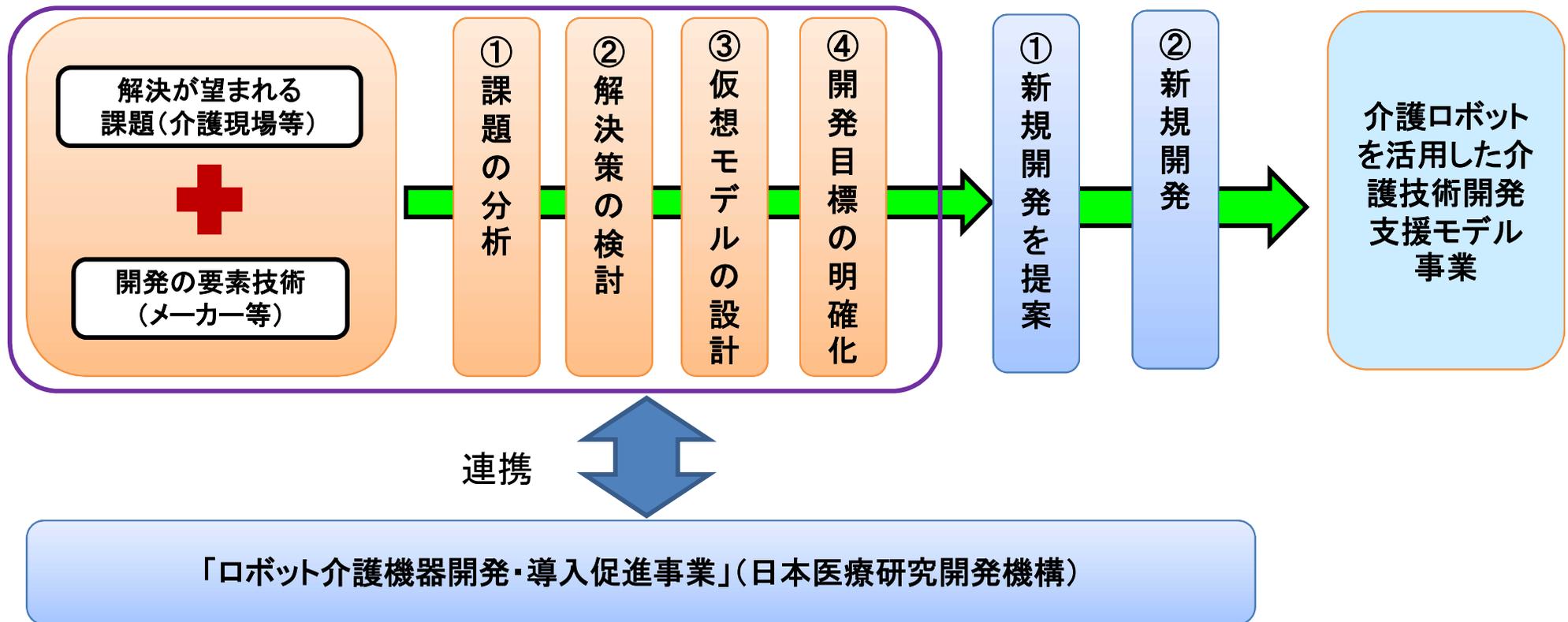
○平成28年度予算(案)
介護ロボット開発等加速化事業(3.0億円)
の内数

○ 開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

※ 協議会では、現場のニーズを共有するほか、既存の介護システムの課題分析、解決策の検討を行い、介護現場で効果的に活用される機器の開発に向けた検討を行う。

※ 協議会で取りまとめられた提案は、「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(日本医療研究開発機構)と連携を図り、現場のニーズを踏まえた開発に結び付くようにする。

ニーズ・シーズ連携協調のための協議会



○平成28年度予算(案)
介護ロボット開発等加速化事業(3.0億円)
の内数
○平成27年度補正予算1.5億円

1. 概要

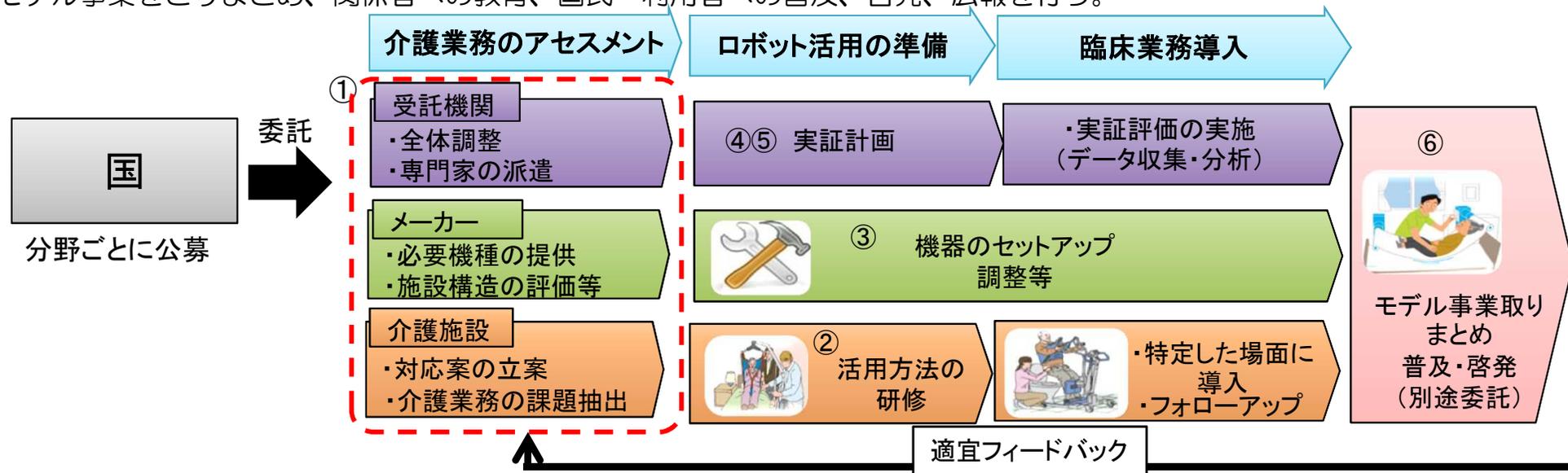
- 介護ロボットの導入を推進するためには、介護ロボットの開発だけでなく、導入する施設において、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要。
- そのため、当事業において、介護ロボットを活用した介護技術の開発までの実現を支援する。

2. 事業内容

- 介護ロボット活用による施設介護における課題点をアセスメントし、対応策を講じられるよう、現場の介護業務と介護機器の有効的な使用方法に精通した専門家をモデル事業実施施設(介護施設)に派遣。
- モデル事業は、既に製品化された介護ロボットが複数あり、業務負担の軽減等の効果が期待できる移乗支援(装着型・非装着型)や見守り支援分野の介護ロボットを対象に10カ所を実施(H27補正)。H28は5カ所。対象機器については調整中。
- 事業1カ所当たり1,500万円程度で公募により委託。その他にモデル事業の取りまとめ等の業務支援を別途委託。

3. 事業の流れ

- ①受託先機関において、介護施設、メーカー、受託機関が連携して事業実施できる体制を構築。
- ②機器について、介護スタッフに活用方法の研修を行った上で、現場に投入し、活用状況についてフォローアップを行う。
- ③必要に応じて、導入施設の設備や介護方法に応じた、機器・施設のセットアップや改良を行う。
- ④必要に応じて、メーカーに機器の改善点をフィードバックした上で、導入機器の再選定を行う。
- ⑤普及モデル化を見据えた適切な実証計画を企画・立案。
- ⑥モデル事業をとりまとめ、関係者への教育、国民・利用者への普及、啓発、広報を行う。



福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

○平成28年度予算(案)
介護ロボット開発等加速化事業(3.0億円)
の内数

【具体的な取り組み内容(平成28年度)】

相談窓口の設置

介護ロボットの活用や
開発等に関する相談
窓口を開設

- 電話による相談
- ホームページによる相談



実証の場の整備

実証に協力できる施設・事業所
等をリストアップし、開発の状態
に応じて開発側へつなぐ。

- ホームページにて募集
- 協力施設・事業所等に対する研修



モニター調査の実施

開発の早い段階から試作機器等
について、協力できる施設・事業
所等を中心にモニター調査を行う。

- 介護職員等との意見交換
- 専門職によるアドバイス支援
- 介護現場におけるモニター調査



普及・啓発

国民の誰もが介護ロボットに
ついて必要な知識が得られる
よう普及・啓発を推進していく。

- パンフレットの作成
- 介護ロボットの展示・体験
- 介護ロボットの活用に関する研修



その他

- 介護現場におけるニーズ調査の実施
- 介護現場と開発現場との意見交換の場の開催

等

- 現在上市されつつある介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。
- これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取組について支援を行う。

対象概要

- ・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。
→都道府県が提出された計画内容を判断

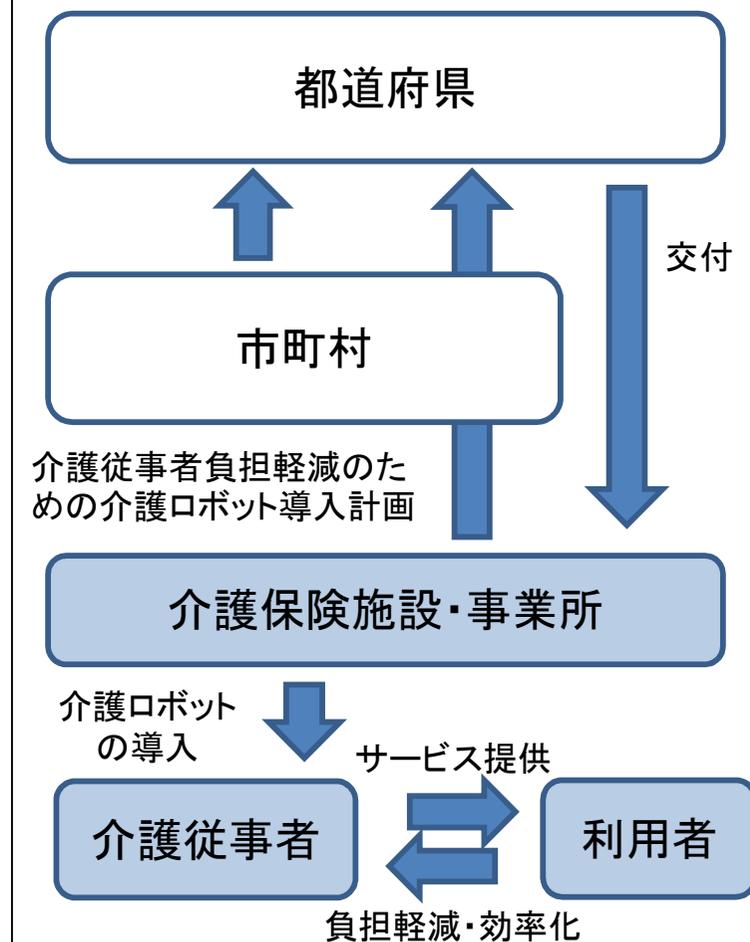
対象範囲

- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
＜記載内容＞
➢達成すべき目標 ➢導入すべき機種 ➢期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。(3年計画)
- ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

- 補助額**
1機器につき補助額10万円。ただし20万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。
- 一回当たりの限度台数**
 - ・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
 - ・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。
- 介護ロボット導入計画との関係**
一計画につき、一回の補助とする。

事業の流れ



介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業

事業概要

- ・介護従事者の介護負担の軽減を図る取組が推進されるよう、事業者負担が大きい介護ロボットの導入を特別に支援するため、一定額以上(20万円超)の介護ロボットを介護保険施設・事業所へ導入する費用を助成する。
- ・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取り組みにより介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。→市町村が各介護保険施設・事業所から提出された計画内容を判断

事業対象

- ・介護保険サービスの指定を受けている施設・事業所
- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
 <記載内容>
 - 達成すべき目標
 - 導入すべき機種
 - 期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。(3年計画)
- ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

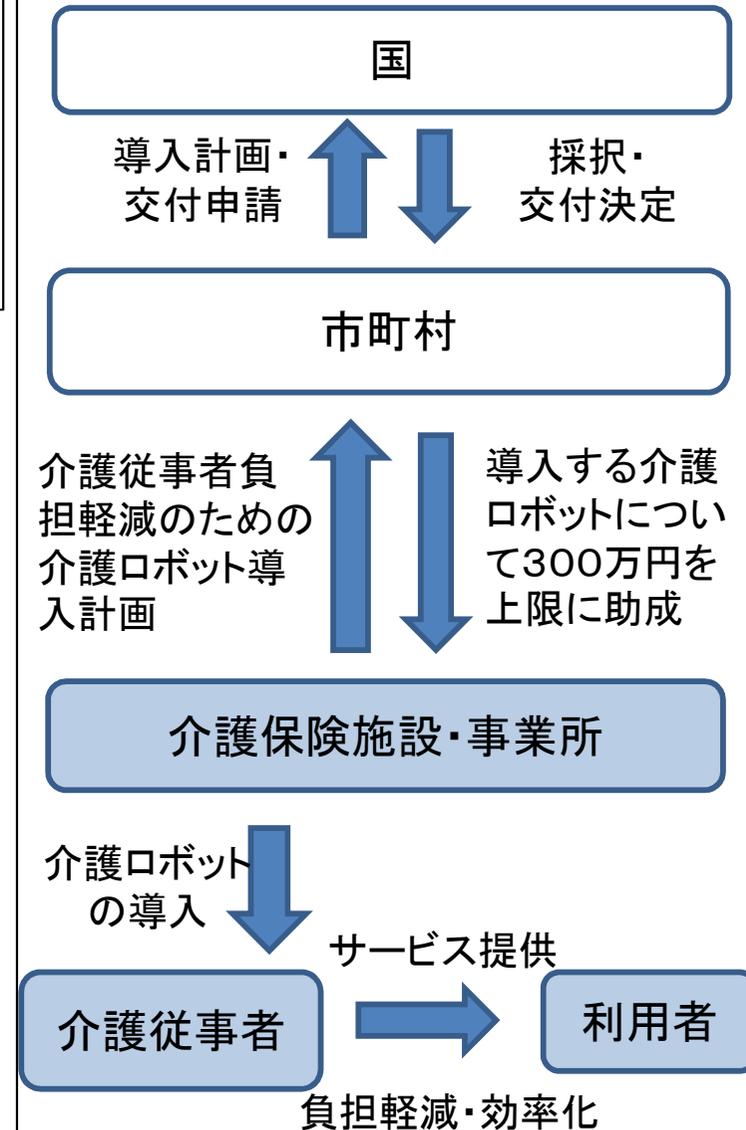
i 補助額

1施設・事業所につき上限額300万円、補助率10/10

ii 上限額の考え方

・居宅サービスと介護予防サービスと両方指定を受けている場合は1事業所とする。

事業の流れ



介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業

事業概要

- ・高齢者と関わる家族の介護負担を軽減するため、介護ロボット等を活用した高齢者の見守りを支援する機器に対し、導入に要する経費の一部を市町村に補助する。
- ・市町村が見守り支援機器を導入し、支援が必要な高齢者の家庭等に機器を貸出す。

事業対象

- ・要介護(要支援)認定者であって、要介護度が比較的軽度で外出頻度が多く、日中家で一人になる方など、見守り支援が必要であると市町村が判断する者(認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者等)
- ・導入する機器は見守りを支援する機器で家族の介護負担の軽減に資するもの
(※)介護保険の福祉用具の対象となっている機器は対象外。
- ・見守り支援機器導入計画の作成
 - ＜記載内容＞
 - 導入する機種 ➢導入台数等
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

1機器につき上限額10万円、補助率10/10

事業の流れ

